

観光デジタルコンテンツ整備事業委託業務仕様書

令和6年4月

富田林市

産業まちづくり部 商工観光課

1. 業務名

観光デジタルコンテンツ整備事業委託業務

2. 業務目的

2025 大阪・関西万博を見据え、デジタルマップやデジタル体験コンテンツを作成することで、本市観光客に向けた多言語化による受入体制整備や在住者の愛着醸成に繋がる便利でおもしろい滞在（まちの魅力向上）をデジタルの活用により実現し、地域が活性化等市の観光振興に資することを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日～令和 7 年 3 月 31 日

4. 業務内容

以下の業務を一括して行うものとする。すべての業務に統一感を持たせ、利用者の興味関心を惹くデザインとすること。

(1) デジタル観光マップ作成業務

- ① 市内全域を対象とするデジタルマップで、スマートフォン、タブレット端末等の GPS 機能から位置情報を取得し、利用者の位置情報を地図上に表示できる機能を有すること。
- ② 地図上に観光施設や飲食店等の観光情報、公共施設、駐車場等をスポット設定し、情報を表示させること。またスポットは、アイコンやピン等でテーマごとに表示切替ができるものとする。表示する情報は、写真、基本情報、URL などそのスポットの紹介・案内・解説となるものとする。
- ③ スポットの情報は、最低 50 箇所の設定が可能であること。また、本事業完了以降も追加設定が可能であること。
- ④ 利用者の周遊を促し、満足度の向上や滞在時間の延長を図るための工夫を設け、モデルコースを提示できる機能を有すること。
- ⑤ プッシュ通知や新着のお知らせなど、発注者から利用者へメッセージを表示できる機能を有すること。
- ⑥ デジタル観光マップ利用者数およびスポットの情報閲覧数等、利用状況に関するデータを取得、抽出できる仕様とすること。また、本事業期間内のデータ分析を行うこと。

(2) デジタル体験コンテンツ作成業務

- ① 富田林寺内町地区（富田林市富田林町および本町）を対象エリアとする。工事を伴う設置物等は想定しない。また、景観保存と周辺住民の生活環境に配慮すること。
- ② (1) で作成するデジタル観光マップと一体的に利用し、誘客効果を高めるとともに

- 地域愛醸成にもつながる AR や 3DCG などのデジタル体験コンテンツを作成すること。
- ③ 利用者により深く富田林寺内町の魅力が伝わるよう、本来の魅力を活かし、満足度の向上や滞在時間の延長を図る工夫をすること。
 - ④ 利用者の満足度と滞在時間等を測るための仕組み(アンケート機能等)を備えること。
 - ⑤ 本事業完了後もコンテンツの追加、入れ替え等が可能であること。
 - ⑥ デジタル体験コンテンツ体験者数および利用時間(平均滞在時間)等、利用状況に関するデータを取得、抽出できる仕様とすること。また本事業期間内のデータ分析を行うこと。

(1) (2) についての共通事項

- ① 利用者は国内外からの観光客だけでなく、市民も含む。
- ② 利用者個人が普段使用しているスマートフォン、タブレット端末等(以下「個人端末」とする)で利用できるものとする。
- ③ 多言語【日・英・中(簡体字)・韓】に対応すること。
- ④ ウェブ形式もしくはアプリ形式でのサービス提供であること。形式選択においては提案によるものとする。ただし、選択した形式のメリットおよびデメリットを提示し、それらをふまえてその形式を選択する理由を明らかにすること。
- ⑤ 本市の通信環境等を調査し、使用の快適性を考慮して提案すること。
- ⑥ アプリ形式の場合は、iOS および Android のいずれにも対応するものとし、利用者が普段使用している個人端末に対応するものであること。
- ⑦ 運用に必要なサーバー環境等は、受注者が用意すること。
- ⑧ 契約期間内の運用・保守を行うこと。契約期間内に不具合等が見つかった場合は、これを修正し、円滑な運用のために真摯に対応すること。
- ⑨ スポットやモデルコース等の情報更新を受注者が行えること。また、その手法について運用マニュアルや講習会により市担当者等に教示すること。
- ⑩ ウェブアクセシビリティに配慮すること。
- ⑪ 利用者向け使い方ガイド機能を設定すること。

(3) 広告宣伝、利用促進プロモーション業務

- ① (1) および (2) について、利用促進につながる工夫および効果的な広告宣伝を行うこと。
広告に使用するメインビジュアル、事業のキャッチフレーズ等をデザインし、広告宣伝ツールを作成すること。
- ② 広告宣伝ツールとしてフライヤー(チラシ等)10,000部をカラー印刷で作成すること。サイズや掲載情報は提案によるものとする。
- ③ 利用促進プロモーションとしてデジタルスタンプラリーを含むイベントを実施し、企画、運営、景品の選定・手配、当選者の決定、配送等における一切の業務を行うこと。

- ④ デジタルスタンプラリーの景品代として、総額 20 万円以上を見込み、当選数および景品単価は提案によるものとする。また、その費用は本事業費内に含むものとする。景品の決定については、発注者と協議すること。
- ⑤ デジタルスタンプラリーの実施期間は 1 か月間以上とする。
- ⑥ デジタルスタンプラリー参加者にアンケートを行い、その結果を集計、分析すること。
- ⑦ フライヤーおよびデジタルスタンプラリー以外に、受注者の得意とするより効果のある広告宣伝の手法を提案し、市と協力して宣伝を行うこと。
- ⑧ 利用者が体験したことを自ら SNS 等で第三者に発信したくなるような工夫およびこれを円滑に行える仕組みを備えること。
- ⑨ 広告宣伝用のデザインは受注者が公式ウェブサイト、広報誌、プレスリリース、SNS 発信、その他の広報活動で自由に使用できるものとする。

5. 成果品

- ① デジタル観光マップおよびデジタル体験コンテンツはその円滑な実装をもって成果とする。
- ② 事業実施報告書
- ③ デジタルマップおよびデジタルコンテンツ運用マニュアル
- ④ フライヤー（チラシ等）10,000 部
- ⑤ 提案による広告宣伝媒体
- ⑥ 本事業で使用したデザインデータ等一式（PDF および AI）
※付随する独自フォントおよびアウトライン化前後のデータを含む。
- ⑦ 打合せ記録

6. 実施スケジュール（予定）

- ① 令和 6 年 6 月下旬 契約予定日
- ② 令和 6 年 11 月上旬 試験運用
- ③ 令和 6 年 11 月中旬 実装
- ④ 令和 6 年 11 月中旬～令和 7 年 2 月下旬 利用促進プロモーション
- ⑤ 令和 7 年 3 月 31 日（月） 報告書提出期限

7. 支払等

業務完了後一括払い

8. その他留意事項

- ① 本仕様書に定めのない事項については、本市と協議して決定するものとする。また、業務を円滑に実施するため、必要に応じて随時協議の場を設けるとともに、業務発注後の市からの指示については真摯に対応すること。

- ② 受注者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはいけない。業務完了後においても同様とする。
- ③ 成果品に使用したイラスト等の著作権は市へ無償で譲渡するものとし、その使用および編集は市が自由に行えるものとする。
- ④ 市が所有する写真等については必要に応じて提供する。
- ⑤ 本事業を実施するにあたり、許可等が必要な場合は、受注者が手続きを行い、許可等を受けること。また許可申請等に必要な費用は契約金額に含むものとする。

9. 業務担当

富田林市常盤町1番1号

富田林市 産業まちづくり部 商工観光課 観光振興係

TEL 0721-25-1000 内線 483

E-mail syoukougankou@city.tondabayashi.lg.jp